

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年6月13日開催 主要行等]

1. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について

- 6月2日から的大雨等による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今般の大雨等に対し、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県に災害救助法が適用されたことを受け、6月5日、6日適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 資産運用業の高度化について

- 「資産運用業高度化プログレスレポート2023」に関し、「資産運用会社の独立性確保」と「業界全体としてのプロダクトガバナンス強化」の2点について、お願いしたい。

<資産運用会社の独立性確保>

- 1点目について、今回のプログレスレポートでは、金融機関グループ系列の資産運用会社において、グループ販売会社の利益が資産運用会社の顧客の利益に優先されるおそれがあるなど、グループ全体と顧客との間で利益相反が生じやすいといった課題について取り上げた。
- 主要行等の中には、グループ内の資産運用会社と緊密に連携しながらサービスを提供されているところもあると承知しており、この点を含め、「我が

国の資産運用業等を抜本的に改革する」ための政策プラン策定に向けて、日本の金融市場の魅力向上のためどうしたことが考えられるのか、コミュニケーションを図りながら、検討を進めたいのでよろしくお願いいたします。

<業界全体としてのプロダクトガバナンス強化>

- 2点目について、大手資産運用会社においては、顧客利益最優先の観点から、パフォーマンスが低迷している「不芳ファンド」を抽出し、信託報酬の減額や繰上償還に向けた対応方針を決定するなどの取組みが広がりつつあるが、顧客対応が発生する場合もあり、販売会社の理解・協力が必要不可欠である。
- また、商品がその特性に見合った投資家に提供されることも重要であり、商品組成者である資産運用会社が想定した顧客属性を踏まえて商品の販売を行うなど、商品販売者においても、業界全体としてのプロダクトガバナンス強化に向けた取組みに協力いただきたい。

3. 政策保有株式について

- 政策保有株式の縮減計画の進捗状況について、2023年3月期の各行の状況を見ると、概ね計画に沿った縮減が進められているものと承知。
- 政策保有株式の縮減は、コーポレートガバナンス・コードの要請はもとより、金融機関としての健全性の観点から、株価変動リスクを低減する意味においても当局として注視している。
- 引き続き、政策保有株式の着実な縮減を進めていただきたい。

4. DDSを含む資本性借入金の引当方法について

- 一部の民間金融機関からは、資本性借入金を活用する際の課題として、全額引当の負担を指摘する声が聞かれる。

- こうした声を踏まえ、民間金融機関による資本性借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、金融庁において、6月13日、「DDSを含む資本性借入金の引当方法について」を公表する。
- 日本公認会計士協会の実務指針[※]では、全額引当以外の引当方法も示されているところ、本公表文では、日本公認会計士協会とも調整した上で、金融機関へのヒアリングを通じて把握した全額引当以外の引当事例を記載している。各金融機関においては、本事例等を参考にした上で、資本性借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

※ 日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第32号「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（2020年9月9日最終改正）

日本公認会計士協会ウェブサイト：

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200924dag.html

5. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、残るドル LIBOR についても、いよいよ 2023 年 6 月末に公表停止が予定されている。これまでのモニタリングを通じ、ドル LIBOR の移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、公表停止が目前に迫る中、移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、遺漏なき対応をお願いしたい。
- また、ドル LIBOR については、7 月以降、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR の公表が予定されているが、その利用に当たっては、顧客説明も含め計画的に対応いただきたい。
- 金融庁は引き続き日本銀行と連携し、7 月以降も残存するドル LIBOR 参照契約や、シンセティックドル LIBOR を利用する契約については、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

6. 2022 事務年度のモニタリング結果について

- 事務年度末にあたり、大手銀行グループに対する通年検査のフィードバック面談を各社の経営陣と行っている。2022 事務年度は、臨店検査を含め様々なレベルの職員と議論した他、水平レビューやデータ分析を組み合わせ、有意義なモニタリングを実行することができたと考えている。
- 2022 事務年度のモニタリング結果を踏まえ、何点か申し上げる。

(1) リスクガバナンス

- 国内外の実体経済や金融環境の不確実性が継続する中、堅牢なリスク管理やガバナンスの確保は、銀行経営の要である。2022 事務年度のモニタリングでは、各社それぞれが抱えるリスク管理上の最重要の課題について対話し、フィードバックを行っている。各社においては、これを踏まえて、引き続きリスク管理やガバナンスの強化に努めていただきたい。
- また、2022 事務年度は、「モデル・リスク管理に関する原則」の対象金融機関（本邦 G-SIBs や D-SIBs 等）に対し、2021 事務年度に引き続き、モニタリングを実施した。2021 年の本原則の公表以降、各社において、それぞれが策定した計画に基づき、リソース等の制約もある中、優先順位を付けて管理態勢の構築・運用に取り組んでいるところと承知。この 1 年では、モデル検証態勢の構築や社内で保有しているモデルの洗出し等の進捗が確認できた。
- 引き続き、管理態勢の構築・運用に向けて、策定した計画の着実な実行や実効的な運用を進めていただきたい。
- 金融庁としては、コア預金モデル等、昨今の金融情勢を踏まえて特に重要となっているモデルの具体的な管理状況も含め、モデル・リスク管理について、継続的な対話を行い、各社における適切な管理態勢の構築を促していきたい。

(2) コンダクトリスク管理

- 顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保に関し

て3点申し上げる。

- ① 金融商品のリスク・リターン分析やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、リスク性金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。改めて、自らの顧客の最善の利益とは何か、それを図るためにはどのようにすべきかについて、検討いただきたい。
 - ② グループ各社の「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体で一致させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。その際には、業績評価がもたらす影響にも留意していただきたい。
 - ③ 三線管理について、四半期の最終月の販売偏重や苦情等に対する検証・監査が準拠性中心に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行うPDCA実行態勢を構築し、改善を行っていくことが重要である。
- このモニタリング結果は、6月末に金融庁ウェブサイトで公表予定。経営陣においては、「資産所得倍増プラン」の実現に向けて、この結果も参考にさせていただきつつ、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。
- 3メガバンクについては、ファイアーウォール規制への対応、特に優越的地位の濫用防止態勢に係る整備状況について個別事例をサンプル検証した結果、対顧活動の記録がない、あるいは不十分な実態があり、事後検証が不十分であることが確認された。優越的地位の濫用防止に関する手続等において、リスクが高いと考えられる場面等を具体的に示し、記録すべき内容や事項を明確化する必要がある。

(3) マネロン対策等

- 各社には、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月まで

に完了するようお願いしているところ、期限まで残り1年を切った。

- 2022 事務年度のモニタリングでは、特に継続的顧客管理の進捗状況や管理態勢の高度化に向けた取組状況を確認した。
- 顧客情報の更新においては、顧客が容易にその更新依頼に応じることができるようになるため、ネットバンクやATMの活用等、回答チャネルを拡充するなどの取組みも認められた。
- その他のモニタリングを通じて把握した各社のマネロン対策のうち、取組みが進んでいる事例や、遅れがみられる事例については、近日中にマネロンレポートで公表予定である。是非とも、参照いただき、自行の改善や業界全体の底上げのために役立てていただきたい。

(4) 結び

- フィードバックレター等で各社に伝達している内容については、特に経営陣の主導により、リソースの確保も含めて取組みを着実に進めていただきたい。金融庁としても、その取組みをフォローアップしたい。

7. 共同データプラットフォームの実証実験結果と今後の予定について

- 金融庁と日本銀行との共同データプラットフォームについては、2022年の夏から、法人向け貸出に関する高粒度データの収集・利活用に向けた実証実験を行い、既存計表の代替可能性やモニタリングの高度化に向けた分析手法の検討などを行ってきた。
- 実証実験においては、貸出明細等の高粒度データのモニタリング上の有用性を改めて確認したほか、既存計表の再現に必要なデータ範囲やデータ収集・管理プロセス上の課題も明らかになった。
- 本プロジェクトは、金融監督における国際的な高粒度データの活用の流れにも沿ったものであり、今後は、実証実験結果を踏まえ、提出データの定義・フォーマット等の検討・調整を行った上で、定期的なデータ収集に移行した

い。

- 引き続き金融機関の負担に配慮しつつ、モニタリングの高度化のため、共同データプラットフォームの構築に向けた取組みを進めていきたいと考えている。

8. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁では、継続的顧客管理に係る情報更新等について、一般利用者の理解と協力を得るべく、マネロン対策等に係る新たなインターネット広報の実施を予定している。
- 今回は、バナー広告や検索連動型広告に加えて、動画広告も配信し、広告媒体を増やして実施する予定。より多くの預金者にマネロン対策について理解いただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。
- 広告内容については、事前に全国銀行協会と意見交換をしたいと考えており、忌憚のない意見をいただきたい。
- 広告期間は 2024 年 3 月末までを予定しており、定期的に効果測定を行いながら、より効果的な広報の実施に向けて、政府としても積極的に取り組んでいきたい。

(参考) 広告形態：バナー広告、動画広告、リスティング広告

広告媒体：Google、Yahoo!、LINE、YouTube

9. 本人確認のマイナンバーカードへの一本化について

- 6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」等の政府方針が示されている。

- 本人確認手法の変更については、金融業界の実務への影響も大きいことから、まずは、非対面取引における eKYC の廃止等と公的個人認証への一本化について、金融業界の意見や実務の状況を確認しつつ、デジタル庁・警察庁等の関係省庁で改正内容について検討を行いたい。
- 今後、全国銀行協会からも、公的個人認証の活用状況や現行の本人確認手法等について、意見を聞くことがあると思うので、ぜひ積極的に議論に参加いただきたい。

10. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2022年10月、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」および「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、脱炭素の実現に向けた金融機関と企業との実効的な対話の促進や、投資による社会・環境課題の解決を通じた経済の成長や持続可能性の向上を実現するための施策について議論を行ってきた。
- 両検討会の議論を踏まえた報告書をそれぞれ6月に公表する見込みとなっている。
- 脱炭素の検討会については、エンゲージメントの拡大に向けて、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。企業の移行計画策定はカーボンニュートラルに向けての重要なテーマであり、主要行等においては報告書も参考にしながら、取り組んでいただきたい。
- 主要行等においては、脱炭素を目指す国際的な金融機関の連合である GFANZ（グラスゴー金融連盟）に参加し、移行に向けた目標設定や移行計画策定を進めているところも多い。
- 6月9日には、GFANZ の日本支部が始動した。国別の支部が設置されたのは日本が初めてである。脱炭素分野の国際発信や人材育成、国内での啓発活動など、幅広い分野で連携していきたい。

- インパクト投資の検討会の報告書については、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。
- 中でも、投資により実現したい「効果」と「収益性」について予め意図し、投資後も効果を測定・管理する、といった投資要件について、「基本的指針」としてとりまとめ、今後市中協議を経て最終化していく予定である。
- また、報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。
- 報告書を踏まえ、2023年中にも「コンソーシアム」を設置予定であり、設置の暁にはぜひ積極的に参画いただき、企業等との対話を通じ、課題解決と事業性が好循環するような資金の流れを後押しいただきたい。

(以 上)